

令和6年度第1回安塚区地域協議会次第

日時：令和6年5月23日（木）午後6時30分から

場所：安塚コミュニティプラザ 3階 大会議室

1 開 会

2 協議事項

- (1) 会長及び副会長の選任について 【資料No.1】
- (2) 地域協議会の運営に関する内規について 【資料No.1、資料No.2】

○主な内容

会長に会議を招集することを請求するために必要な委員数について

会議録の確認者について

会議の座席順について

地域協議会だよりの編集方法について

会議の開催日時について 他

3 報告事項

- (1) 引継ぎ事項について 【資料No.3】
- (2) 令和6年度安塚区における主な事業等について 【資料No.4】

4 その他

- (1) 次回開催 月 日（ ）午後 時 分から

5 閉 会

安塚区地域協議会について

審議事項 (※は根拠例規)	これまでの状況（主旨）	審議結果
会長、副会長の選任 ※上越市域自治区の設置に関する条例 第6条	—	会 長 _____ 副会長 _____
安塚区地域協議会運営に関する内規【資料No.2】		
2 会長が欠席した場合 ※上越市域自治区の設置に関する条例 第8条第4項	・副会長 ・会長、副会長共に欠席した場合、出席した委員全員で協議し、議長臨時代理を選出	
3 傍聴人の数 ※上越市域自治区の設置に関する条例 第8条第4項	・10人	_____人
4 会議録の確認者 ※上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項	・会長 ・会長が欠席した場合、当該会議の議長を務めた委員	
5 会議の招集請求に必要な委員数 ※上越市域自治区の設置に関する条例（以下、「条例」という。）第8条第1項第2号	・4人以上	_____人
6 会議招集時の付議事項 ※条例第8条第4項	・会議開催の場所及び日時並びに会議に付議する事項	
7 会議招集の頻度 ※条例第8条第4項	・原則月1回程度とし、開会時刻はその都度協議	
8 会議の会場 ※条例第8条第4項	・安塚区総合事務所又は安塚コミュニティプラザ	
9 会議の座席順 ※条例第8条第4項	・1番会長、2番副会長とし、3番以降は告示順（あいうえお順）	

審議事項 (※は根拠例規)	これまでの状況（主旨）	審議結果
10 委員が会議の議題を提出する場合の方法 ※条例第8条第4項	<ul style="list-style-type: none"> ・様式1で会議開催日の1週間前までに事務局に提出 ・会長は協議する事項とするか決定 	
11 書面による審議 ※条例第8条第4項	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない場合、招集することが適当ではない場合 ・会議を招集し、審議するいとまがない場合 ・会長が認める場合 	(実施の条件)
	<ul style="list-style-type: none"> ・会長が決定 	(実施の判断)
12 書面による審議の評決 ※条例第8条第4項	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の過半数の意思表示による。可否同数のときは、会長が決定 ・附帯意見の取扱は、会長が決定 	(表決方法)
13 その他 ※条例第8条第4項	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の運営に関し必要な事項は、会議で決定 	
14 地域協議会だよりの編集方法 ※条例第8条第4項	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>内規に記載なし</u> ・前期・後期の年2回発行 ※令和5年度は9月、3月 	(発行回数・時期)
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>内規に記載なし</u> ・地域協議会の座席で決定 ・会長・副会長を中心に席順で左右に分かれて、前期・後期 	(編集委員)
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>内規に記載なし</u> ・原案の作成は編集委員が行い、事務局でレイアウトなどの作業を行い発行 	(編集方法など)

※内規の詳細は【資料No.2】を参照してください。

<参考：関連例規>

○上越市地域自治区の設置に関する条例（抄）

（地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法）

第6条 地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議（以下「会議」という。）において、委員のうちから選任し、又は解任する。
（会議）

第8条 会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

（1） 会長が必要と認める場合

（2） それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

4 前3項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。

○上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則（抄）

（会議録）

第5条 略

2 前項に規定する会議録の内容は、審議会等が指定した者の確認を得るものとする。

- 1 この内規は、上越市地域自治区の設置に関する条例（平成 20 年 2 月 6 日条例第 1 号、以下「条例」という。）第 8 条第 4 項の規定により、安塚区地域協議会の運営に関し必要な事項を定める。
- 2 議長である会長が欠席した場合、副会長が議長を務める。
 - (2) 会長、副会長共に欠席した場合、出席した委員全員で協議し、議長臨時代理を選出する。
- 3 上越市審議会等の会議の公開に関する条例第 9 条第 2 項に規定する傍聴人の定員は 10 人とする。
- 4 上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第 5 条第 2 項に規定する会議録の確認は、会長が行う。会長が欠席した場合、当該会議の議長を務めた委員がこれを行う。
- 5 条例第 8 条第 1 項第 2 号の規定による会議の招集は、4 人以上の委員から請求があった場合とする。
- 6 会議は、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議する事項を示して招集するものとする。
- 7 会議の招集は原則月 1 回程度とし、開会時刻はその都度協議する。
- 8 会議の会場は、安塚区総合事務所又は安塚コミュニティプラザとする。
- 9 会議の座席は、1 番会長、2 番副会長とし、3 番以降は告示順（あいうえお順）とする。
- 10 安塚区地域協議会が独自に審議する事項を委員が事前に提案する場合に用いる様式は様式 1 のとおりとし、必要に応じて会議開催日の 1 週間前までに事務局に提出するものとする。
 - (2) 会長は、前号の届出があった場合は、会議に諮り自主的に協議する事項とするかどうかを決定する。
- 11 会議は、次に掲げる事項に該当する場合、書面により審議を実施する。実施に係る判断は会長が決定する。
 - (1) 委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない場合または招集することが適当ではない場合
 - (2) (1)の場合により、当該案件について、会議を招集し、審議するいとまがない場合
 - (3) その他、(1)及び(2)に類するとして会長が認める場合

- 12 書面による審議の表決は、委員の過半数の意思表示をもって会議の議決があったものとみなす。可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - (2) 附帯意見の取扱については、会長が決定する。
-
- 13 その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で決定し定めるものとする。

令和2年5月13日

安塚区地域協議会

※ 依頼書番号	会 長

安塚区地域協議会審議依頼書

安塚区地域協議会 委員 氏 名		
審議 依頼 事項	件 名	
	内 容	
	区 分	<input type="checkbox"/> 地域における懸案事項への対応に関すること <input type="checkbox"/> 地域の振興に関する課題への対応に関すること <input type="checkbox"/> 新市建設計画の計画的かつ円滑な推進に関すること <input type="checkbox"/> その他（ ）
依頼年月日		令和 年 月 日
資料公開		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否

※この資料は、会議録とともに会議資料として一般に公開いたします。公開したくない場合は、上記「資料公開」欄の否の□にチェックを入れてください。

日頃から地域の方々から聞いていることや思ったことについて結構ですので、気がついたことを自由に記入ください

※事務局使用欄

第5期地域協議会委員からの引継ぎ事項

■引継ぎ事項

①リバーサイドロードの整備と管理の促進について（意見書及び回答）

- ・ 住みやすい安塚の在り方の検討に向けたアンケートや関係団体等との意見交換会を実施した。それらの意見を基に作成した「リバーサイドロードの整備と管理の促進について」の意見書を市に提出し、市から回答があった。
- ・ 市からの回答では一定の成果があったが、引き続きリバーサイドロードの活用方法等を検討してもらいたい。

【参考資料】 「住みやすい安塚の在り方」の検討に向けたアンケート報告書
リバーサイドロードの整備と管理の促進について（意見書）
リバーサイドロードの整備と管理の促進について（回答）

②安塚区における「地域の活性化の方向性」について

- ・ 委員及び市との認識の共有を図り、市の取組の企画の参考とするため、地域において特に重視したいことや大切にしたいことを基に作成したので、引き継いでもらいたい。

【参考資料】 安塚区における「地域活性化の方向性」

■経緯

- ・ 令和3年 12月 自主的審議事項のテーマの検討を開始
- ・ 令和4年 4月 安塚区全世帯にアンケート調査を実施
- 5月 「地域の活性化の方向性」の検討を開始
- 6月 アンケートを回収、集計（回収率81.4%）
- 7月～ 自主的審議事項に係る小委員会を開催
- 9月 各種団体等と意見交換会を実施
- ・ 令和5年 6月 「地域の活性化の方向性」を地域協議会で決定
- 9月 リバーサイドロードの整備と管理の促進について、市へ意見書を提出
- 10月 市から意見書の回答を受領

令和6年度 安塚区における主な事業

(単位：千円)

事業	課名	予算額
1 安塚コミュニティプラザ管理運営費 ○コミュニティプラザの管理運営 ・受付業務、法定検査業務等を外部委託し適切に管理する。 ・エレベーターや自動ドア設備の安全確保のため、定期的な点検と必要な修繕を行う。	地域政策課	13,118
2 安塚コミュニティプラザ整備事業 ○ホール冷暖房設備改修工事 ・ホールの冷暖房設備について、老朽化が進み、故障が頻発していることから、全面的な更新工事を行う。	地域政策課	12,100
3 消防器具置場整備 ○消防器具置場等の解体撤去 ・旧消防器具置場解体撤去工事 3か所（真萩平、行野、細野地内 4,532千円） ・ホース乾燥塔解体撤去工事 1か所（真萩平地内 919千円）	危機管理課	5,451
4 地域独自の予算事業 ○地域の課題の解決や活力の向上に向けて地域の団体や地域協議会などが提案する取組を、地域と市が一緒になって実現していくための予算 ・やすづか「小さな祭り」開催事業 NPO雪のふるさと安塚 603千円 浦川原区産業G（農村振興課） ※安塚地域産業振興施設管理運営費に計上 ・山のうえの雪まつり事業 山のうえの雪まつり実行委員会 855千円 浦川原区産業G（観光振興課） ※安塚区観光振興対策事業 ・山のうえ真夏の雪まつり事業 山のうえの雪まつり実行委員会 905千円 浦川原区産業G（観光振興課） ※安塚区観光振興対策事業	—	2,363
5 安塚区地域振興事業 ○NPO雪のふるさと安塚寄附金 ・旧雪だるま財団から市へ譲渡された残余財産の現金について、市からNPO雪のふるさと安塚に寄附されるもの。	地域政策課	15,078
6 ゲートボールハウス等管理運営費 ○安塚多目的交流施設の管理運営 ・安塚多目的交流施設の適切な維持管理を行い、交流の場を提供することにより、地域の活性化、市民相互の連帯感の醸成及び市民の健康増進を図る。	高齢者支援課	984

令和6年度 安塚区における主な事業

(単位：千円)

事業	課名	予算額
7 安塚区地域生涯学習センター管理運営費 ○安塚区地域生涯学習センターの管理運営 ・4つの地域生涯学習センターの維持管理を行い、地域における生涯学習や生涯スポーツ活動を推進する。	社会教育課	7,980
8 安塚地区公民館事業 ○安塚区内における各種公民館事業の実施 ・「学びの輪が人を育み地域を支えるまち」をめざし、青少年、成人、高齢者を対象とし、区内各会場で講座を実施する。	社会教育課	199
9 安塚区体育施設管理運営費 ○安塚区体育施設（安塚B&G海洋センター、和田スポーツ公園）の管理運営 ・利用者が安全にスポーツ活動ができるよう、施設の運営及び維持管理を行う。	スポーツ推進課	8,004
10 安塚区スクールバス等運行事業 ○スクールバスの運行 ・遠距離通学児童・生徒の安全確保と負担の解消を図る。 ・安塚小学校用スクールバス1台更新	学校教育課	19,121
11 安塚区公民館管理運営費 ○安塚地区公民館（安塚コミュニティプラザ）におけるWi-Fi環境整備 ・モバイルルーターを利用し、各種講座等におけるWi-Fi環境を整備する。	社会教育課	37
12 雪国文化村リゾート推進事業 ○キューピットバレイスキー場の新第2リフトを建設（工期：令和5年9月～令和7年11月）するとともに、その他の雪だるま高原の各施設の修繕や設備更新を年次計画に基づき実施し、安心・安全に使用できる施設とする。 ・高原内の施設設備の点検整備、修繕等による維持管理 ・新第2リフト建設工事（事業期間：R5～R7、既存の第2クワッドリフトを撤去し、新たに500m延長した上で更新する。） 【新規】 ・センターハウス排煙窓修繕工事 ・第1クワッドリフト山麓駅舎屋根修繕工事 ・第1クワッドリフト山麓到着走行レール等修繕工事 ・キューピットビレッジWi-Fi整備工事 ・軽トラック購入（1台） ・大型除雪機購入（1台） ほか	観光振興課	881,569

令和6年度 安塚区における主な事業

(単位：千円)

事業	課名	予算額
13 安塚雪だるま高原管理運営費 ○雪だるま高原の施設（センターハウス、久比岐野、索道施設）に係る管理運営業務 ・指定管理業務委託(R4.4～R9.3) 株式会社スマイルリゾート ・ユニバーサルツーリズム受入体制整備業務委託（障がい者スキー指導者の育成等）	観光振興課	34,540
14 安塚区観光振興対策事業 ○安塚観光協会が実施する事業を支援するとともに、地域独自の予算事業に対し補助金を交付する。 ・安塚観光協会補助金 【地域独自の予算事業】 ・山のうへの雪まつり事業補助金 ・山のうえ真夏の雪まつり事業補助金	観光振興課	2,477
15 安塚区観光施設等整備事業 ○安塚区内の観光施設等の整備・維持管理を行う。 ・直峰城跡（管理業務委託：直峰城跡保存会、浄化槽維持管理委託） ・信越トレイル枝線整備（倒木処理・除草・案内標示補修等） ・観光看板の維持管理（区内2か所、区外4か所） ・土地借上料の支出（看板用地、雪だるま高原敷地、不動滝駐車場）	観光振興課	1,088
16 安塚地域産業振興施設管理運営費 ○雪だるま物産館、樽田そば処、樽田公衆トイレ、雪中貯蔵施設の管理運営費 ・雪だるま物産館指定管理業務委託(R6.4～R9.3) 手づくり百人協同組合 ・樽田そば処指定管理業務委託(R6.4～R9.3) 農事組合法人ながくら ・樽田公衆トイレ管理業務委託 手づくり百人協同組合 ・雪中貯蔵施設管理業務委託 // 【新規】 ・物産館Wi-Fi設置工事（JOETSU Wi-Fiからの切替） ・建築設備定期点検業務委託（物産館） ・建築物等定期点検業務委託（雪中貯蔵施設） ・建築物定期点検業務委託（樽田そば処） ・樽田そば処冷凍冷蔵庫購入（1台） 【地域独自の予算事業】 ・やすづか「小さな祭り」開催事業補助金	農村振興課	8,320
17 六夜山荘管理運営費 ○六夜山荘の管理運営費 ・指定管理業務委託(R6.4～R9.3) 特定非営利活動法人自然王国ほその村 【新規】 ・建築設備定期点検業務委託	農村振興課	2,791

令和6年度 安塚区における主な事業

(単位：千円)

事業	課名	予算額
18 中山間地域等活性化対策事業 ○中山間地域等直接支払交付金 ・中山間地域等直接支払交付金を活用し、地域が連携して農地保全と担い手育成を推進することにより、中山間地域農業の振興を図る。 【参考】 ・第5期対策（令和2年度～6年度）の5年目である令和6年度は、7集落協定（安塚地域「広域」、和田、樽田、須川、松崎、牧野、（仮称）上方）及び1個別協定の計8協定の農業生産活動を支援する。 （協定面積376.9ha）	農村振興課	88,529
19 安塚区農業用施設等維持管理費 ○安塚区の農道、農業用施設の維持管理費等 ・春先除雪委託6路線（和田線、真荻平信濃坂線、柳原線、高沢線、仁上樽田川線、須川伏野線） ・草刈り業務委託1路線（仁上樽田川線）	農林水産整備課	528
20 安塚区既設林道維持管理事業 ○安塚区の林道の適正な管理と機能維持により、利用者の安全確保と災害の発生防止を図る。 ・除草、側溝清掃委託 ・春先除雪委託8路線（菱ヶ岳不動滝線、菱ヶ岳1号線、菱ヶ岳2号線、新田伏野線、城山線、円平線、坊金高山線、朴ノ木線） 【新規】 ・坊金高山線排水路整備工事L=50m（坊金地内）	農林水産整備課	11,131
21 安塚区農村公園管理運営費 ○安塚区農村公園（豊坂コミュニティ公園）の維持管理費 ・ゲートボールコート管理報償費 円平坊町内会 ・草刈り業務委託	農林水産整備課	141
22 中山間地域農業農村総合整備事業（東頸北部地区） ○大浦安管内9地区（大島区：竹平、細越、菖蒲、安塚区：板尾、坊金、浦川原区：虫川、中猪子田、菱田、東俣）の農業用施設の新設・改修を行い、効率的かつ安定的な中山間地域農業を実現するため、県営中山間地域農業農村総合整備事業に対する負担金（市・地元）を計上。 ・R4 測量・設計（事業主体：県） ・R5 測量・設計、工事（事業主体：県） ・R6 工事（事業主体：県）	農林水産整備課	5,720

令和6年度 安塚区における主な事業

(単位：千円)

事業	課名	予算額
23 農村地域防災減災事業	農林水産整備課	3,630
<p>○地震や集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るため、ため池等の農業用施設について防災・減災対策を実施する。</p> <p>・安塚区中村池ため池廃止測量設計業務委託（本郷地内）</p>		
24 上越市将来ビジョン実践事業費補助金	農村振興課	1,500
<p>○令和4年度に策定した中山間地域の将来ビジョンを実現するため、地域の本格的な実施に先立って行う準備及び試行的な取組並びに中心的な役割を担う組織体制の構築に要する経費を支援する。</p> <p>【新規】</p> <p>・上越市将来ビジョン実践事業費補助金（安塚区、浦川原区、大島区に各500,000円）</p>		
25 鳥獣害対策（上越市鳥獣被害防止対策協議会予算）	農村振興課	—
<p>○鳥獣害対策として、電気柵の新規導入や箱わなの設置、新規猟銃取得者への支援を行う。</p> <p>①電気柵設置</p> <p>・【新設】（安塚区） 1か所 L=4,580m（中船倉） （浦川原区）1か所 L=1,050m（蕨岡：農業公社）</p> <p>・【予防】（浦川原区）1か所 L= 380m（法定寺：農業振興公社）</p> <p>②鳥獣被害対策実施隊 箱わな設置 上越市全体で新規に10基設置予定（※新規設置地区は今後募集）</p> <p>③有害鳥獣捕獲活動支援事業 捕獲したイノシシに対し、成獣1頭当たり15,000円、幼獣1頭当たり6,000円を支援 （ニホンジカは、成獣1頭当たり12,000円、幼獣1頭当たり5,000円）</p> <p>④新規猟銃取得支援 49歳以下、かつ、鳥獣被害対策実施隊になる人で、初めて猟銃を取得する場合、猟銃購入費の一部を支援 銃購入費（税抜き）の1/2以内（補助上限額：1丁当たり100,000円）</p> <p>⑤第1種銃猟免許、猟銃の所持許可取得支援 第1種銃猟免許及び猟銃の所持許可を新たに取得し、かつ、猟友会に所属し、市の有害鳥獣捕獲に協力する人を支援（54,000円上限）</p> <p>⑥わな猟、網猟、第2種銃猟免許の取得支援 狩猟免許（わな猟、網猟、第2種銃猟免許）を新たに取得する人を支援（10,000円上限）</p> <p>⑦集落環境診断 集落の地形状況や環境を確認し、イノシシが出没しにくい環境整備を住民に指導、助言する。 また、住民が実施する環境整備に対し、市・JA・農済等の関係機関が相互に連携して協力する。 ※R6実施地区は今後募集</p> <p>⑧農作物被害調査 全市の農家組合を対象に農作物被害調査を実施</p>		

令和6年度 安塚区における主な事業

(単位：千円)

事業	課名	予算額
26 安塚区道路維持費 ○一般交通に支障を及ぼさないよう市道を維持管理する。 ・道路施設維持管理業務委託 安塚区全域 L=122.3km ・街路樹管理委託 (安塚区内 松崎安塚和田線) ・道路草刈業務委託 機械除草27路線 L=42,400m ・測量設計地質調査委託 (災害防止対策工事関連) 坊金地内 武能日影線 擁壁工 L=50m ・市内一円道路修繕工事 (破損箇所等の補修) ・道路維持補修用資材 (生コンクリート支給) 朴ノ木地内 朴ノ木下水線 ・災害防止対策工事 樽田地内 行野樽田線 法枠工 L=61m 上方地内 上方南川原線 擁壁工 L=50m ・道路舗装修繕工事 (石橋地内 安塚石橋和田線) オーバーレイ工 A=3,400㎡ ・外側線修繕工事 (安塚他地内 古町環状線、昭和団地1号線、安塚牧野松崎線) L=1,200m	道路課	100,032
27 除雪費 ○冬期間の市民の安全・安心及び民生の安定と産業基盤の強化を図るため市道の除雪を行う。 ・市道除排雪委託 車道L=71.19km 歩道L=2.27km	道路課雪対策室	204,830
28 安塚区砂防事業費 ○地すべり巡視員を設置し、地すべりの早期発見に努め、人命及び財産の保護並びに防止施設の適正な管理を図るため、地すべり巡視区域18地区について年間26回巡視を行う。	河川海岸砂防課	1,741
29 安塚区河川管理費 ○地元住民に憩いの場を提供し、健康の増進と向上に資するため、河川公園等を維持管理する。 ・河川等維持管理委託 (安塚ふれあい公園) ・用地測量調査委託 (災害防止対策工事関連) 切越地内 水路工 L=20m ・測量設計委託 (災害防止対策工事関連) 坊金地内 ブロック積工 L=10m 大原地内 水路工 L=20m ・災害防止対策工事 坊金地内 ブロック積工 L=10m 大原地内 水路工 L=20m	河川海岸砂防課	17,732
30 安塚区下水道事業費用 ○農業集落排水処理施設等の維持管理及び修繕工事を行う。 ・管渠及び処理場の維持管理委託	生活排水対策課	15,282